改正労働者派遣法に基づくマージン率

株式会社クローバーシステム

事業年度　2025 年（令和 6 年）7 月 ～ 2026 年（令和 7 年）6 月

派遣労働者数	1 日平均　0 人
派遣先事業者数	0 社
① 労働者派遣の料金（1 日 8 時間当たりの平均額）	－
② 派遣労働者の賃金（1 日 8 時間当たりの平均額）	－
マージン率（①－②）÷①	－

※①労働者派遣の料金は、税込

※マージンには、営業利益の他、以下のような経費が含まれております。
・法定福利費
（事業主として負担すべき社会保険料および労働保険料）
・派遣労働者の年次有給休暇および慶弔等の特別休暇取得時にかかる賃金
・福利厚生、会社運営費
（教育研修費、健康診断費、採用活動費、事務所賃借料、宣伝広告費等）